

令和3年2月5日  
島根県防災部防災危機管理課  
担当：茶山、太田  
電話：0852-22-5885

## 第23回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年2月5日（金） 11:50～12:05

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長 計21名

内 容：以下のとおり

### 1. 緊急事態宣言の期間延長に伴う県の対応について

#### (1) 緊急事態宣言の期間延長について（防災危機管理課長）

緊急事態宣言の対象期間及び区域の変更について説明 【資料1】

#### (2) 県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

##### ① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

- ・県内では、これまでに、計274人の感染が確認されており、1月以降では、65人の感染を確認。
- ・県では、これまで、感染者の接触者及び接触の可能性のある方に対し、幅広くPCR検査等を行う方針で調査・検査を実施。
- ・感染者は、最近の全国の発生状況と比較しても低位に抑えられており、保健所を中心とした調査・検査が的確に対応できているものと考えている。
- ・陽性患者は、11月中旬から年末年始にかけて増加傾向が見られ、その後は減少傾向にあった。1月下旬にクラスターの発生により一時的に大幅に増加したが、月単位でみると12月は61人、1月は60人とほぼ横ばいの状況。
- ・医療提供体制として、入院病床は速やかに患者の受入ができるよう113床の即応病床を12月18日以降順次増やし、2月5日現在、198床を確保済。

- ・本日5日10時時点での入院患者数は22人、病床使用率は、確保病床全体では8.7%、即応病床で11.1%となっている。
- ・患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えている。
- ・今後とも、医療機関など関係者の協力を頂きながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行っていく。

② 他の都道府県の保健所における積極的疫学調査の重点化（縮小）の状況について説明 【資料3】

- ・感染拡大防止の観点から、県から厚生労働省に保健所業務の重点化に関して、要請を行っている。
- ・積極的疫学調査における優先度について、国は令和2年11月20日付で、「積極的疫学調査を実施する際、高齢者等重症化リスクが高い集団等を優先した取組の推進」を示した。
- ・さらに、令和3年1月8日付けで、「全国の感染者数と重症者数が高い水準で推移している状況を踏まえ、業務の重点化が重要であるとして、積極的疫学調査について高齢者や基礎疾患を有する者等の重点化の検討」についても示されました。
- ・こうした国の通知により、3ページ、4ページにありますように、東京都や神奈川県では、積極的疫学調査の主な調査対象を医療機関や高齢者施設等に重点化、又は絞るなどとされている。
- ・要請文の3段落目にあるように、このことは、島根県民が当該積極的疫学調査の規模を縮小した都道府県に滞在している間に濃厚接触者となった場合でも、当該都道府県からの情報提供はなく、島根県内の感染リスクを拡大させる要因となる。
- ・こうしたことから、2月3日（水）に厚生労働省に対し、積極的疫学調査の重点化（対象範囲の縮小）に係る全国の実施状況を調査し、その結果を情報提供して頂くよう、要請したところ。

(3) 県の対応等について（防災危機管理課長）

- ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 【資料4】
- ② 全国の感染状況について説明 【資料5】
- ③ 島根県の対応（案）について説明 【資料6】

## 2. 知事指示事項

2月2日に、政府は緊急事態措置を実施すべき期間と区域を変更したことから、県民の皆様に、次のとおり要請します。

なお、要請期間は令和3年2月8日から3月7日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往來を控えてください。

特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による積極的疫学調査の対象の限定を実施又は検討している地域との往來は、極力、控えてください。

この他に、北海道札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、広島県広島市、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県などのように、都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断をしてください。特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えてください。

これらにつきましては、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(基本的な感染症対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「3つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、

基本的な感染症対策に取り組むようお願いいたします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くことを前提として、
  - (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内・県外問わず、控えること
  - (2) 県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、県外の方が戻られた後2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
  - (3) 県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された場合も、県内に戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること
  - (4) 飲食店の利用について、当面、
    - ① 飲食の際の人数を、9人以下として頂き、かつ、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
    - ② 時間については1時間30分を限度とすること。
  - (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
    - ① 県外での利用を控えること
    - ② 県内でも、県外の人との利用を控えることただし、いずれの事項も、鳥取県、そして生活（通勤、買物等）圏域を共通する広島県・山口県の一部地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

この他、先ほどの「島根県の対応」（案）で、お示しした

4. 冬場の換気の実施
5. 業種ごとのガイドライン遵守
6. イベント開催の目安
7. 接触確認アプリの活用
8. 事業所での接触低減の取組

についての対応をお願いします。

9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎みんでください。県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるよう、重ねてお願いします。

島根県でも、感染者が発生した店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意を頂いた上で、店名公表をさせて頂いております。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表による風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県民の皆様への感染拡大防止のため、真摯にご協力頂いたものであります。

そういった店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に控えて頂きますようお願いいたします。

県としましては、全国の感染状況等を注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。